

寒川町 新規障がい者相談支援事業所 運営法人 公募型プロポーザル 実施要領

寒川町では、障がいのある方（身体・知的・精神、いずれも児童を含む）やご家族、その他関係者等からの相談に応じて、必要な情報提供やサービスの利用援助、関係機関との調整を行う「寒川町相談支援事業」を委託により実施しています。

このたびは、「寒川町障がい者福祉計画」に基づき、平成29年度より寒川町内で1か所、新たに相談支援事業を受託する法人を募集します。

1. 委託事業の内容

事業概要は次の通りとなります。

事業名称	事業内容	委託上限(予定)額
寒川町相談支援事業	(1) 障害者相談支援事業 (2) 相談支援機能強化事業 (3) 住宅入居等支援事業 (4) 町地域自立支援協議会事務局事務 ※(4)は「3. 委託の要件」参照	15,000,000 円 (12ヶ月分)

※事業内容の詳細は、「寒川町相談支援事業実施要綱」を参照してください。

※委託上限（予定）額の他に事業所設置に係る補助金等はありません。

2. 事業の委託期間（予定）

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

※相談支援事業の性格上、事業運営に支障がないと認められる場合に限り、今回選定する法人により平成30年度以降も継続して事業委託する予定です。

3. 委託の要件等

事業委託にあたっての要件等は次のとおりとなります。

要件	内容
運営法人	障がい児・者福祉に関する事業実績がある社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等であること。 ※精神障がい・発達障がいの相談ニーズが増加しており、精神保健福祉士といった専門職の配置が可能な法人若しくは、専門的な事業実績等のある法人であることが望ましい。
配置職員	職員4名（4名以上可）を配置すること。 ※職員のうち1名以上は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員等のいずれかの資格を有する職員であること ※職員のうち兼任や非常勤の取り扱いについては、事業を実施するにあたって又は関係法令等に支障がない範囲で可能とするが、可能な限り専任・常勤であることが望ましい。 ※下欄「サービス等利用計画作成業務」も参照
サービス等利用計画作成業務	相談支援事業のほかに、障害者総合支援法第51条の20及び児童福祉法第24条の28で規定する、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の町指定を受け、サービス等利用計画の作成業務を行うこと。 ※相談支援専門員1名は常勤であること。
事業所設置場所	寒川町内の北部エリア（具体的な字名：倉見・宮山・小動）内に事業所を設置すること。 ※既存の相談支援事業所設置場所（寒川町岡田935、寒川駅北口徒歩3分程度）から一定の距離を置きつつ、利用者が利用し易い場所に事業所を設置することが望ましい。
町地域自立支援協議会事務局事務	相談支援事業委託には、寒川町地域自立支援協議会の事務局事務が含まれ、年3～5回開催の協議会や必要に応じて設置・開催されるワーキング・グループへの出席及び関係事務等を行うこと。
その他業務	相談支援事業委託とは別に、障害支援区分認定調査業務を受託すること。別委託契約となり委託料も別に支払われます。
関係法令等の遵守	その他、事業を委託するにあたって、当該実施要領に定めるもののほか、障害者総合支援法をはじめとする関係法令や、寒川町相談支援事業実施要綱等で定める規定を遵守できること。

4. スケジュール等

一連のスケジュールは次のとおりです。なお、このスケジュールは都合により変更することがあります。

	内 容	時 期
①	質問受付期間	平成 28 年 10 月 26 日(水)17 時 00 分まで
②	参加申し込み受付期間	平成 28 年 10 月 31 日(月)17 時 00 分まで
③	参加承認通知	平成 28 年 11 月 1 日(火)17 時 00 分までに通知
④	企画提案書等受付期間	平成 28 年 11 月 17 日(木)17 時 00 分まで
⑤	プレゼンテーション	企画提案書等受付期間以降の 11 月下旬頃予定
⑥	審査結果通知	プレゼンテーションから 1 週間以内を目途に通知予定

【① 質問の受付と回答】

受付期間：平成 28 年 10 月 26 日（水） 17 時 00 分まで（必着）

提出方法：質問票（様式 1）に要旨を簡潔にまとめ、町担当部署宛に電子メールで提出すること。

◎送付先アドレス：fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp

◎件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

回答方法：回答は質問者に対して個別に行うが、広く公開すべき必要があると判断できるものは、町ホームページに掲載することがある。

【② 参加申し込み及び参加の辞退】

受付期間：平成 28 年 10 月 31 日(月) 17 時 00 分まで(必着)

提出方法：プロポーザル参加申込書（様式 2）に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。

◎送付先アドレス：fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp

◎件名：「プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。

参加承認：ア)本プロポーザルの参加承認の可否は、平成 28 年 11 月 1 日(火) 17 時 00 分までに電子メールで通知する。

イ) 寒川町の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、参加申込を提出したにもかかわらず、11 月 1 日(火) 16 時 00 分までに連絡がない場合は、同日 17 時 00 分までに担当部署あて電話確認をすること。

参加辞退：参加者等は、プロポーザル参加辞退届（様式 4）の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退することができる。

【③ 企画提案書等の作成・提出】

提出部数：7部（正本1部・副本6部）

提出期日：平成28年11月17日（木）17時00分まで（必着）

提出場所：寒川町役場本庁舎1階 福祉部福祉課障がい福祉担当

提出方法：直接持参（提出日時厳守）

※事前に町担当へ一報を入れたうえで来庁すること。

提出資料：(1)プロポーザル届出書（様式3）

(2)法人に係るもの

ア)法人定款・規約・事項全部証明書（最新のもの）

イ)収支決算書・貸借対照表（平成27年度）

ウ)財産目録

エ)法人概要がわかる資料（任意様式、パンフレット可）

(3)事業に係るもの

ア)相談支援に係る見積書（任意様式、ただし町委託事業内容を踏まえて作成すること。）

イ)事業所の位置図（予定で可）

ウ)その他、相談支援に係る規定や様式類（予定で可）

留意事項：企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。また、提出期限以降の書類の追加・修正・差し替え及び再提出は認めない。

【④ 企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）】

実施日時：平成28年11月下旬頃を予定。（別途通知）

実施場所：寒川町役場庁舎内での実施を予定。（別途通知）

出席者：企画提案書等を作成した方など3名以内とする。

実施方法：企画提案書等により30分以内で説明等を行う。

（説明：15分以内、質疑：15分以内）

【⑤ 選定方法】

委託候補者の選定は、提出書類及びプレゼンテーションの内容等をもとに、下表に示す評価項目による総合点数方式とし、合計点数が高い順に第一優先交渉権者とする。なお、特に重要と判断される項目（評価項目のうち2、5、8）については、評価点に2.0を乗じた配点とする。

分類	評価項目	配点
運営法人 (計20点)	1. 法人財務状況などを踏まえた事業の継続性	5点
	2. 障がい福祉に関する事業の実績・実施状況	5点(×2)
	3. 事業を受託することへの熱意や意欲等	5点
	4. 事業の広報、周知に係る方策	5点
相談支援事業 (計30点)	5. 職員の配置状況	5点(×2)
	6. 事業所計画地・運営時間	5点
	7. 相談支援に対する姿勢及び取組	5点
	8. 関係機関とのネットワークづくり・連携	5点(×2)
	9. 質の向上のための取組	5点
	10. その他、業務実施にあたっての留意事項 ①自己決定と主体性の尊重 ②権利擁護・虐待防止 ③中立性・公平性 ④プライバシー尊重と秘密保持 ⑤苦情解決のための方策 ⑥住宅入居等支援業務の実施方針及び関係機関との連携方法 ⑦町の地域自立支援協議会事務局としての取組	5点

- (1) 優先交渉権者選定にあたり、評価点が同点の者が2以上あるときの対応
- ア) 提案者それぞれの評価点が同じで、見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。
 - イ) 提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、寒川町職員が代わってくじを引き順位を決定する。
 - ウ) 有効な提案者が1事業者のみのときは、評価点満65点のうち40点以上であり、寒川町が適正な提案と判断する場合は、第一交渉権者とする。
- (2) 審査結果の通知・公表
- 選定結果については速やかに通知する。なお、選定理由等についての問

い合わせには応じない。

(3) 評価の対象外となるもの

ア)見積価格が委託上限額を上回る場合。

【⑥ 失格事項】

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書などの提出書類が、期限を過ぎ提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 寒川町暴力団排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号。以下「条例」という。）及び神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づき排除対象として、次のいずれかに該当する場合。
 - ア)暴力団員等（条例 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）と認められたとき。
 - イ)神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。
 - ウ)暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき）。
- (6) 企画提案書で必須項目を 1 つでも満たしていない場合。

5. 契約の締結

選定された交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものです。地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続の完了までは、町との契約関係が生じるものではありません。

また、委託事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではありません。

交渉権者と町は、企画提案の内容を基にして、委託事業の仕様など具体的な条件の協議等（委託契約額などの企画競争に考慮される条件については、原則、企画提案内容からの変更は認められません。）を行い、この協議等が調った場合に随意契約の手続を行うこととなります。

6. 町担当・問い合わせ先

担 当：寒川町 福祉部 福祉課 障がい福祉担当 吉田
住 所：〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地
電 話：0467-74-1111（代表）内線 143
F A X：0467-74-5613
メー ル：fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp
H・P：http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/